慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	戦後ヨーロッパ経済史の基本性格
Sub Title	Fundamental characters of the postwar European economic history
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1963
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.56, No.10 (1963. 10) ,p.970(86)- 979(95)
JaLC DOI	10.14991/001.19631001-0086
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19631001-0086

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

戦後ヨーロッパ経済史の基本性格

渡辺國廣

第二産業革命を契機に工場制工業の世界的な拡散が起った。このことは世界貿易で工場製品が占める割合を急速に減退せしめた。一八七〇年代には世界の工業産物の三分の一が国際貿易に振向けられている。しかし一九一三年には五分の一に落ち、一九三八年には一〇分の一となった。この推移はアメリカ合衆国の抬頭と深く関連した。一八七〇年代に合衆国の輸入全体のうち工場製品は三八パーセントを占めた。しかし一九一四年その割合は四分の一以下に落ちている。合衆国の発展は単にそこにとどまらなかった。国内で消費するよりも多くを生産し、海外市場進出のための果敢な努力を繰返した。一八七〇年代に工場製品が輸出で占める割合は全体の七分の一、しかし一九一四年には二分の一となった。第二次大戦後アメリカが世界の輸出貿易のなかで占める比重はいよいよ増大した。ヨーロッパの主要工業国が戦争で大きな痛手を受け、世界市場から全面的後退をよぎなくされたことがアメリカに幸いしたばかりではない。アメリカは機会をみて、積極策に出た。当時ヨーロッパの各国は復興への盛んな意欲を燃やす。しかし資金の不足は重大な障害と感じられていた。アメリカは豊かな金準備からその一部を放出し、ヨーロッパの必要に応じた。一九四七年アメリカはこれを本格的に具体化した。いわゆるマーシャル・プランの発足である。援助資金は復興に必要な資材の買付に投入された。事実輸入代金の支払財源で借入金が占める割合は急増している。上表に注意。顕著な構造変化といわなければならない。戦後アメリカは他に対し物資を満足に提供できる唯一の国であった。従って貿易上の制限がなければ、援助資金は自然とアメリカに還流するはずである。アメリカが貿易の自由化をいう時、実にかかる配慮から発した。早くも一九四七年アメリカはこの精神をガットに盛込み、各国政府に対し貿易制限の撤廃を強要した。マーシャル・プランの本格化につれ、かかる要求はいよいよ強くなった。しかし目標達成は困難をきわめた。資金援助を軸にアメリカはヨーロッパ市場に進出し、その席巻を狙う。事実としてドルに対する需要は増大した。すでにこの頃までにドルは国際単位として絶対の信用を集めており、対外収支の赤字が累積するなかで各国はドル不足を嘆じなければならないほどであった。しかしこうしたなかでもヨーロッパは喪失した自主性を回復しようという積極的な努力を忘れなかった。その本格化と共に戦後が終る。おおよそ一九五〇年とみたい。ここにヨーロッパは新時代を迎えることになった。問題の解決をヨーロッパ統合ということのなかで見出そうとする点に新時代の特徴がある。

輸入代金支払財源の変化

財源＼年	一九三八	一九四七
商品輸出より	65 %	38 %
貿易外収益より	30 %	−4.8 %
借入金・贈与より	5 %	62 %

私は近い将来において「経済史」と題する一書を公刊したいと考え、今これに必要な材料を集めつつある。「戦後」も私の経済史では内容の一部となる。本稿はかかる段階での仕事であった。こうした作業をいくつか重ね、後日を期したい。記述はイギリス、ドイツ、フランスの三国に限る。私の「経済史」では工業を経済の主軸にすえようとする過程で起る諸問題に関心が向うためであった。工業化をどう受止めるか。私は「経済史」でかかる観点に立つ。なお本稿はもともと昭和卅五年度の「近世経済史」の講義の一部として作成されたものである。その後この分野について研究が多く発表されており、参照を必要とすることは重々認めるが、今回は避け、原型のままとした。

工業

戦後ヨーロッパの工業は混乱をまぬがれなかった。しかし多くの障害を乗越え、急速な回復を示した。そして一九五〇年までに主要部門において生産は早くも戦前の水準にまで復帰している。戦前をはるか上廻る部門すらあった。上掲の表を参照。ここにいたるべくヨーロッパの各国はいかなる復興策をとったか。いいうることは集中に対する反省が深まって来たことであった。フランス、ドイツでそうした方向がとりわけはっきりしている。またイギ

工業生産の推移

（単位：繊維 1,000メートル・トン，他100万メートル・トン）

品目＼国別＼年	無煙炭		褐炭		粗鋼		鋼板		綿糸		毛糸	
	一九三八	一九五〇	一九三八	一九五〇	一九三八	一九五〇	一九三八	一九五〇	一九三八	一九五〇	一九三八	一九五〇
イギリス	三三一・八	二九・七			一〇・六	一六・六	七・四	一三・〇	四三三	二六七	三二三	二五三
西ドイツ	一三八・五	一二三・三	六八・六	七五・八	一七・九	二二・一	二・七	八・四	二八一	二八三	五九	八五
東ドイツ	六・〇	二・八	一三五・八	一三二・八	一・七	一・二	一・三	一・二				
フランス	四六・五	五〇・八	一・一	一・七	六・二	八・七	四・一	六・〇	二五〇	二五二	一八	二七

リスにおいても一旦は国有化に踏切ったが、やがて政策の破綻から自由な競争を前提とする経済への歩みを示すにいだった。ヨーロッパにおけるこうした動きは、戦後のヨーロッパの回復がアメリカの援助によって遂行されたということと無関係ではなかった。とりわけ戦争による損害が大きく、従ってアメリカからの援助に依存すること多かったドイツ、フランスにおいて自由な経済の方向が明白であった。ここで自由とは経済のアメリカ化にほかならない。アメリカ方式による工業の再編がヨーロッパの経済再建の基本路線でもあったのである。

一九四五年イギリスでは労働党が政権を獲得し、戦後の停滞を克服すべく生産の主要な部門について国有化を断行した。イングランド銀行が接収され、炭坑、電気産業、主要な輸送機関の全部が国有となった。また社会保障についてのベヴァリヂ案が採択された。鉄鋼の国有化も要求されたが、一九五〇年まで実施を見送られた。従って鉄鋼については単に計画だけにとどまった。一般に国有化の過程で混乱はまぬがれない。とくに石炭産業の受けた打撃は大きかった。出炭量は減少し、もはや輸出は望み得べくもない。これより早くイギリスの炭坑は深刻な不況におちいっている。国有化も事態の解決には無力であった。一般にイギリスでは工業の退潮が目立つ。人口圧を問題にしなければならないほどであった。こうしたなかで一九五一年には保守党がかわって政権を担当するようになる。しかし鉄鋼を除き、保守党は国有化政策に対し積極的な対案を持たなかった。その政策は決定的な点において明確さを欠いていた。単に経

済政策で保守党が重要な役割を果し得るということを繰返すだけであった。貿易や財政の悪化という事態のなかで保守党の政策は行詰ってしまった。保守党は国有化を解除し、私企業化への方向のなかで事態の解決をはかろうとした。具体的にどうか。これを輸送機関についてみる。労働党は政策の一環としてイギリスの主要な運輸機関のすべてを国有とした。そのための一九四七年の法律は一九四八年一月から実施された。かくしてイギリスの鉄道、運河、バス路線、長距離トラック、港湾施設はことごとく国有企業により運営されることになった。接収された企業の株主はその賠償として同一額の公債を受取った。利子を三パーセントとする。例えば鉄道だが、すでに赤字経営であったという事実を想起せよ。国有化により経費において一、二〇〇万ポンドの節約ができた。しかし鉄道で最初のうち依然として赤字が続く。運賃の引上げも実効がなかった。これは実に政府保証の鉄道公債に対する利子の支払いに莫大な額を要したことから起った。一九五〇年には鉄道で二、九〇〇万ポンドの収入があった。これに対し利子支払のため三、七〇〇万ポンドが必要であったという。かかるなかで保守党は一九五二年七月運輸機関の国有を部分的に解除した。これにより国有トラックは五〇台を限度に払下げられることになった。業者は五年間の無税を認められた。これに対し労働党は国有化を強調した。経済の混乱は深まっていった。知られる如く、労働党は国有化の断行で経済の復興をはかった。しかし運輸機関にみるように、その効果は挙らなかった。そうしたなかで保守党は私企業化への方向を示している。競争をその

基底に考えるような路線がここでも探知されるのであった。

フランスは全土の半分が戦場と化し、従って損害も大きかった。これを克服すべくモネを中心に努力が続けられた。彼はフランスの復興が非常に広い基礎の上に立ってのみ可能であると信じた。そしてこの考えを進めるため協議会を設置した。協議会は技師、実業家、労働者、官僚出身者から構成され、一、二〇〇人が参集した。そして五カ年計画が立案された。計画は詳細をきわめた。戦前の最高の年の一九二九年の生産の二五パーセント増が目標であった。そしてこの計画を、フランスの最大の欠陥たる過度の集中を避けるという方向で達成しようとした。この計画はそうした限り戦後における特殊な環境のなかで現実的なものであり、その運用において民主的なものとして当初かなり成功を収めることができた。アメリカの援助はこの計画の達成に大いに役立った。

ドイツはどうか。一九四五年五月にドイツは無条件降伏した。その後しばらく経済は文字通りの混乱におちいってしまった。しかし一九四八年六月西ヨーロッパ三国の占領軍によって通貨改革が断行され、これを契機にドイツ経済もまた大きな立直りを示した。改革を指導したのはエアハルト教授で、彼は生産の拡大のため市場の力に依存すべきことを強調した。そして価格統制を徐々に撤廃し、競争を促進した。知られる如く、ここでも自由が主張されている。集中の排除ということが経済復興のための底流として考えられていたといわなければならない。そしてこれは戦後の環境のなかでよくその成果を挙げることができたのであった。かつてドイツの繁栄は巨

大なカルテルに支えられて来た。かかる仕組はここに崩壊した。いわばアメリカ方式の採用である。この点は降伏条件のなかで強く要求されていたところでもあった。第一二条をみよ。

前述した如く、戦後イギリスは石炭を輸出できなくなった。これは意外な波紋を呼んだ。フランスは狼狽した。周知の通りフランスは鉄鉱石を豊富に産する。しかしそれを精錬する石炭に不足し、イギリス炭に対する依存度が高かったためであった。反転しフランスはドイツ産の石炭に期待した。ドイツではどうか。ドイツには石炭が豊富にあった。しかし鉄鉱石は不足した。こうしたなかでドイツはかねがねフランスからの鉄鉱石の輸入に大きな期待を寄せていた。両国間で石炭と鉄鉱石の間に極端な不均衡が存在した。この間の調整はできないものか。かかる疑問はすでに一八七〇年代からあった。事実その解決のため民間協定が早くより結ばれていた。一九四九年フランスの外務長官シューマンはこれを国家間の協定にまで引上げようとした。彼によれば、この協定の成立で両国の経済共存が可能となり、いきおい多年の政治的対立も氷解しようというのである。彼は目的達成のためこの二つの産業を国家主権から分離し、国際機関の管理下に置こうとした。問題の解決をヨーロッパ統合のなかに見出そうとする新時代の精神の発端は実にここに求められる。注意すべきは、それがイギリス石炭産業の衰微を直接の契機として起ったということであった。

農業

第二次大戦はヨーロッパの農業に深刻な打撃を与えた。一九四六年の状況を示せば、穀物で二五パーセントの減産、酪農製品では三五パーセントの減少となった。この打撃から脱却するためヨーロッパの各国は戦後それぞれに農業政策を打出した。しかし戦前における食生活の水準を容易に回復できなかった。上表に注意。食糧問題は世界の関心を集め、フアオの結成となった。

主要食糧摂取量の変化

(単位：1年1人1キログラム)

種別＼年＼地域	西側 戦前	西側 一九四六～七七年	東側 戦前	東側 一九四六～七七年
穀類	一〇六・二	一一三・六	一六六・六	一四七・八
馬鈴薯	三三四・八	一四三・一	六三・三	三九・五
砂糖	三七・一	二八・五	一〇・〇	六・五
脂肪	一八・七	一三・七	一〇・二	八・四
肉類	五三・五	四三・六	二三・六	一七・七
牛乳	一〇七・一	二八・八	八五・〇	五八・七
魚類	一〇・五	一〇・九	四・五	四・九
卵	九・三	八・一	三・五	三・一

周知の如く、戦後イギリスでは労働党の内閣が成立した。その政策の一環として農業生産拡大のための努力が続けられるにいたった。目標は食糧の自給度を高めることにあった。一九四七年政府は農業法を制定し、食糧生産を引上げるための本格的な努力に着手した。この法律によれば、政府は農産物の価格を収穫前に決定しなければならない。しかし生産者価格が消費者価格を上廻るよう配慮される。穀類、馬鈴薯、甜菜、肉、ミルク、卵がその対象となった。この差額を政府が補助する。一九五一年そのための政府支出は一〇億ドルに達した。また農業法により農業労働者のための最低賃銀が規定された。同時に小作人と地主の間の関係を、小作人や耕地を保護するという方向において調整をおこなう。小作人は政府の指示により地主の意図に反して土地を改良できる。しかし小作人が土地を離れる際、彼はその未収分を地主によって補償された。土地が適切に利用されない場合、農業法の規定でかかる土地を没収できる。現にこの条項により一九四七年から一九四八年にかけ四人が土地を追われている。知られる如く、イギリスでは農業を直接担当する人々の保護が前面に打出されていた。しかし注意しなければならない点は、農民保護が政府の財政支出によっていたということであった。そしてこの農民保護の内容は農民の離村を最小限にとどめることにあった。だからこそ農業に専念しない者は無法者として土地没収という強硬手段で罰せられたのであった。かかる強制にもかかわらず農業放棄は続いた。一九五一年に保守党政府の登場で補助金が打切られ、その傾向はいよいよ促進された。国内でより多くを生産しようという当初の計画はその実を挙げることができなかった。一九五一年にイギリスは必要な食糧の半分を海外に仰ぐ始末であった。

周知の如く、フランスの農村は自営農民の広範な存在をもって特徴とする。戦後フランスではこれら自営農民をトラクター所有の農民にまで引上げることで農業生産の復興が考えられた。この目標の達成のため何よりも必要なことは農民の土地が一つのまとまりを持つよう指導することであった。自営農民の土地は散在しており、トラクター導入のためには一つ場所にまとめる必要があったのである。これより早く一九四一年の法律はそのことを狙った。この法律は耕地の交換分合を規定した。しかしその実施により彼の所有規模が少しも侵害されないよう配慮された。またこれら自営農民が土地を賃借する場合、彼の所有地に接続する土地に限られ、もしそれが売却される際には賃借者たる彼が第一の購入権者とみなされていた。交換分合に要する経費の八パーセントまで政府が補助した。一つ場所にまとめられた耕地を再分割することは禁止された。戦後の措置はいわばその継承にあったのである。こうした努力は成功を収めたとみていい。トラクターの増加をみよ。一九四五年までにフランスにおけるトラクターの数は二五、〇〇〇台、従って一、七〇〇エーカーについて一台であった。イギリスでは一〇〇エーカーに一台、アメリカでは一五〇エーカーについて一台である。しかし一九五〇年フランスでは一二五、〇〇〇台に達す。そして一九五二年までに二〇万台に引上げることが目標とされた。また一九四五年には小作農民についてもその地位の保護を考えた。この法律によれば、彼は自分が賃借している土地について第一の購入権者であり、土地に付属する作業場の維持や修理のための経費は小作人と所有者の二人で分担することになった。契約は成文化され、賃借の期限は最低五年、分益方式による賃貸は禁止された。地代は政府の統制を受けた。また土地改良のため小作者が投じた資金はどうが。彼が土地を離れる際、その未収分について償還を受けることになった。同じくフランスでも直接生産者の保護という方向がその底流にあったとみたい。しかしここで保護とは経営の指導を意味した。そして農業の経営でトラクターの使用を可能とするような指導が続けられたのであった。工業で生産したものを農業でどう受止めるか。この間に調和をとろうという思想はフランスで伝統的に強かった。農業でトラクターを使用させなければならない。戦後の事態は実にそうした思想に発するものであった。フランスは国内に工業と農業を調和よく発展させる国となった。

ドイツを取上げる。ソ連の占領地はもともと穀物地帯として著名で、その余剰をドイツ各地に供給していた。これを奪われたことから西ヨーロッパ側の占領地内は極端な食糧不足に見舞われた。かくて西側の占領軍当局はこの危機の打開に強い関心を向けるにいたった。熱心な農業指導が続く。これと平行し一九四六年九月にはアメリカ軍当局によりその占領地内における耕地の再配分が断行された。二五〇エーカーの所有者についてはその一〇パーセントを接収、三、七五〇エーカーを越える規模の所有者はその九〇パーセントを差出さなければならない。いわば累進的な接収であった。例えば一二、〇〇〇エーカーに達するほどの巨大な財産は接収後一、九〇〇エーカーに縮小した。接収規模に応じて補償金が支払われた。補償金は一エーカーごとの収量を基礎に算定。しかしアメリカの占領地帯では中小の所有者が多く、このため再分配に振向けられたのは三〇万エーカーにすぎなかった。イギリスやフランスの占領地では農地所有の限界を三七五エーカーとした。しかし例外を設けた。

このため土地再分策は弱められることになった。ソ連の占領地帯は東ドイツとして再出発し、ソ連の指導により独自の経済政策が実施された。ユンカーの土地を農民の手へというスローガンの下、土地の無償没収が続く。戦争犯罪人、有力なナチ党員、二五〇エーカー以上を持った者がその対象となった。東ドイツでは土地のほとんど三分の一が二五〇エーカーを越える規模の地主の手で占められていた。従ってこの改革は大きな社会的反響を呼んだ。一九四八年までに一二、四〇〇の農場、その面積五〇〇万エーカーが五〇万家族に分割された。小地主、小作人、工場労働者には最大限二エーカー、難民には最低二〇エーカーが与えられた。払下げの価格は一年間の収穫代金に相当、それを一〇年から三〇年で分割払いすればよかった。受取った土地の賃貸、売却は禁止。またそれを抵当物件として利用することは制限された。没収したものを有償で分与する。しかもそれを零細なものとして分割する。零細農を創出することは機械導入のため耕地を一定限度まで引上げようとする方向と本質的に異なるものである。それは農業生産拡大のための改革ではなかった。この改革が意図したことは、農民の土地に対する保守的心情を梃子とすることによって農業の収奪を企てることにあった。没収したものを有償で分与した事実を考えよ。同時にかかる政策は農業のほか就業の機会に乏しい国で農業に過剰人口を停滞させる手段であった。工場労働者もまた農地の分配にあずかり得たことは注目されていい。

金融

戦後ヨーロッパの各国は通貨の膨脹に悩んだ。物価は無限に騰貴し続けた。今や貨幣に対する不信は深まった。戦後各国は通貨の改革を断行し、この不信を解消しようとした。流通量を整理し、経済の安定を期そうというのであった。通貨の安定はまたドルに対する比価の安定にもつながった。一般に対米支払は増大している。例えば合衆国からの輸入が全輸入中で占める割合の上昇をみよ。上表に注意。通貨の安定はそうしたことからも強く要請された。

国＼年	1938	1946
ベルギー	11	18
フランス	11	31
ギリシャ	7	23
イタリー	12	55
オランダ	11	25
ノルウェー	11	22
スェーデン	16	24
スウィス	8	16
イギリス	13	17

一九五〇年までにヨーロッパの各国は所期の目的を達することができた。方法は国によりそれぞれ違う。

イギリスはどうか。一九四六年三月一日を期しイングランド銀行が国有化され、その株式は大蔵省に移った。株主に対しては三パーセントの利付公債を与える。その場合一九四五年までの二〇年間に株主が年々得ていた配当率を一二パーセントと評価し、この額を三パーセントの利子で保証できる額の公債が手渡された。従って株主は彼の持株一について四倍の額の公債を受取ることになった。国有化で株主はいわば一定確実の収入を保証される株主となったのであった。こうした国有化と平行しイングランド銀行の権限が強化される。従来まで市中銀行に対する監督は任意的、間接的なものであった。しかし国有化を契機に監督の法的権限が与えられることになった。この時期にイギリスは対外収支で赤字を続け、正貨の不足は深刻な様相を呈した。国有化でイングランド銀行の権限が強化された時、実にかかる事態の克服が問題であった。イギリスは金融政策を強力に進めることによりそれが果されると信じた。そして金の流出が続くなかで一九四九年九月ポンド切下げを断行した。従来一ポンドは四ドル〇三、しかし今やそれが二ドル八〇。従って三〇・五パーセントの引下げであった。これによりドル地域に対するイギリスの輸出はドル地域からの輸入に比して増大した。イギリスは正貨の不足を緩和できた。イギリスの外貨準備は増大した。一九四九年の切下げ直前にそれは最低の一三億ドル。しかし一九五一年には増加し、三九億ドル。その後ドル準備は急速な減少を続けた。そして一九五二年には一七億ドル。輸出不振が大きな原因である。強力な金融操作によってもついに事態収拾はできなかった。知られる如く、イギリスはドルに対するポンドの優位を画策することのなかで輸出を振興し、金準備の増大をはかろうとする。金準備を基礎に通貨の安定が得られるという思想であった。

フランスではフランス銀行と四大銀行の国有化が決定され、一九四六年一月一日から実施された。これはもっぱら信用統制が復興資金の合理的利用に有利と考えられたことから発した。フランス銀行の株式はすべて政府に移った。株式は国有化当日の市場価格で評価され、株主にはそれ相当の額の公債が補償として手渡された。公債の利子を三パーセントとする。四大銀行は当時ほぼ二、〇〇〇億フランの預金を持っていた。これはフランスの預金総額の六五パーセントに相当したという。国有化により四大銀行の株式は管理委員会の手に移った。そして一九四五年中の相場の平均額で補償され、株主には公債が手渡された。利子の最低を三パーセントとした。また同時に融資協議会が設置さる。この協議会は金融政策全般の統制に従った。四〇人からなる。銀行、工業、農業、労働、消費者の各界が代表を送った。いわばそこには国民的関心が広く反映された。銀行はすべて協議会の指示に服することになった。各銀行は業務の報告を要求さる。これと平行し通貨の安定を期するため抜本的な対策が講じられた。周知の如く、戦後フランスは猛烈なインフレに悩まされる。こうしたなかで一九四九年五〇フラン以上の紙幣を一対一で新紙幣と交換することが決定された。これはインフレ防止策として直接の効果はなかった。しかし一対一の交換で各自が持つ貨幣の量がはっきりする。つまりそれは財産税の設定を意図しての措置にほかならない。課税によって通貨の量を減じ、インフレ抑止に役立てようというのであった。いわば間接的な方法である。現に一九四〇年から一九四五年までの間に実現された五万フラン以上の配当に対し課税した。また五〇〇万フランを越える戦時利得に五パーセントから一〇〇パーセントの課税をなす。最後に資本税を設定。税率は三パーセントから三〇パーセントまでとした。流通する貨幣の

量を減少すべくフランスでは資本に対する課税によったことは注目されていい。しかもその場合累進課税によったということは経済復興がいかなる路線でおこなわれたかを示すものとして興味深いものであった。いわば財産の再分配の方向である。集中、独占の排除はこうしたことによっても実現されるものであった。

戦後ドイツの銀行制度も劇的な再編をよぎなくされた。これは工業における変革と深く関連する。従来ドイツでは銀行が工業の支柱となっており、ドイツの工業においてカルテル結成が一般化したのもこうした事情と無関係ではなかった。戦後の実態は銀行にかかる役割を許さない。巨大な組織は一挙に粉砕された。そして地方ごとに独自の銀行制度を持つことになった。また各地方に発券銀行が設置さる。これらの銀行を地方政府が所有した。そして占領軍当局が監督する。しかし一九四八年にはバンク・ドイツィッシェル・レンデルを設立。これに西側占領地内における通貨の発行を独占せしめた。いわばそれは新しい中央銀行として機能したのである。これを契機に通貨改革が断行された。六〇マルクを限度に同額の新マルクを手渡す。それ以上は一対一〇で交換された。通貨の整理を直接策、かかる方法はよく所期の成果を挙げることができた。しかし単にそによって断行しようというのであった。着実な経済発展を背景に、こにとどまらない。通貨の安定を梃子にドイツは急激な経済膨脹の途を歩むことになった。東ドイツでは一九四五年に銀行の社会化が断行さる。

労働

一九四五年七月にイギリスでは労働党が政権を獲得した。その下でいわゆる揺り籠から墓場までの社会保障体制が整備されるにいたった。労働党は逐次法案を制定し、目標の達成に遺漏なきを期した。一九四五年には児童手当法が制定された。それによれば、学齢に達しない幼児二人以上を持つすべての家庭に手当が与えられる。一九四六年には国民保険法が制定された。その一つの側面は工場内での傷害に対する補償を狙いとしていた。もはや事故は単に工場主一人の責任ではない。労働者にも同じ責任がある。そうした観点からこの法律は工場主も労働者も同一額を保険基金のため拠出しなければならないことを規定した。しかし補償金の調整は法廷に持込まれない。食違いを医療機関か訴願裁判所が調停する。国民保険法の他の側面は一九一二年以来の国民保険と失業保険を廃止し、新しい構想の下に整備したことにあった。養老年金、寡婦保険、孤児保険、埋葬費補助がこの法律のなかに一括された。男子六五歳、女子六〇歳まで、すべての国民がそれに加入することを強制された。また一九四六年には国民保険事業法が制定されている。これによって病院はすべて国家管理となり、国民は無料で診療を受けることができた。医療機関の経費は一般会計から支出された。一九四八年には国民扶助法が制定された。いわゆる生活補助法で、他のいかなる保険によっても完全に救済されない人々に対し特別の保護を加えることを目的としていた。これに対し戦後のドイツでは労働の問題が独

自の展開を示した。西ドイツで労働者は経営に参加する権利を要求して立上った。ルールの労働者はストライキによってその権利の獲得をめざした。一九五一年四月に西ドイツ議会はルールにあるどの鉄鋼会社も労資各五の代表に、学識経験者一を加えた一一人からなる幹部会を設置するよう規定した。この動きは他の生産部門にまで波及していった。

労働者は生活の保証を得るためいろいろな努力を重ねて来た。戦後のイギリスの場合それを労働者に保証したのはいわゆる社会保障体制であった。その中心は国民保険法にあったが、運用面で多大の財政支出をともなう仕組になっていた。つまりそれは大衆の税負担においておこなわれていたのであった。これに対しドイツでは生産過程のなかで労働者が自身の地位の向上をはかっていた。生産の成果の配分をどうするか。それを自己により有利にすることによって生活の保証を得ようという方向であった。従って両国の間には明確な相違がある。この相違はそのまま両国が戦後の経済において占める地位の相違を示すものであった。生産の拡大、雇傭の増加のなかで労働者の地位の改善を願ったのがドイツであり、それが可能な条件がドイツで整っていたことは明白である。一方のイギリスは世界経済におけるその地位の後退のなかで労働対策のため財政的支出をよぎなくされていった。そしてこのこと自体またイギリスの地位の一層の低下を起す結果ともなっていったのである。